

石国保第 609 号

平成27年12月14日

石狩市国民健康保険運営協議会
会長 内田博様

石狩市長 田岡克介

石狩市国民健康保険データヘルス計画（案）について（諮問）

このことについて、石狩市国民健康保険運営協議会規則（昭和35年規則第8号）第3条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

諮問案件

1. 石狩市国民健康保険データヘルス計画（案）について

平成27年12月25日

石狩市長 田岡克介様

石狩市国民健康保険運営協議会
会長 内田博

石狩市国民健康保険データヘルス計画（案）について（答申）

平成27年12月14日付け石国保第609号で諮問を受けた事項について、下記のとおり答申する。

記

1. 本運営協議会へ諮問された「データヘルス計画（案）」については、本市国民健康保険被保険者の特徴や健康課題を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防するなど、被保険者の健康保持増進のために策定するものであり、計画に基づく重点保健事業の着実な実施により、被保険者の生活の質の維持・向上が図られるとともに、中・長期的な医療費の適正化を実現することが可能であると認められることから、諮問の計画案は妥当であると判断する。